「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」開催要綱(案)

1 目的

受信者の同意を得ず一方的に送信される広告・宣伝目的の電子メール(いわゆる迷惑メール)については、これまでも「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(平成14年法律第26号)の厳正な執行や迷惑メール対策技術の積極的な導入などの対策の強化に努めているところだが、一方で、迷惑メール送信者の送信手法が技術革新により巧妙化・悪質化し、新たな手法が出現しており、また、最近は海外から送信される迷惑メールが増大している。このため、現行の迷惑メール対策全般について検証を行うとともに、今後の対策の方向性について幅広く検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会は、「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 法施行後の迷惑メールの状況の変化
- (2) 法制度の在り方、電気通信事業者の取組の在り方、利用者への周知啓発 等の対応方策の検討

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務省総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、研究会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を 招集し、主宰する。
- (6) 本会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 開催期間

本会の開催期間は、平成19年7月から平成20年夏頃を目途とする。

6 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。

別 紙

「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

阿佐美 弘恭 (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ コンテンツ&カスタマ部長

五十嵐 善夫 ソフトバンクモバイル(株) 業務執行役員

井口 尚志 独立行政法人国民生活センター 相談調査部長

井上 惠悟 (社)日本ケーブルテレビ連盟 理事・事務局長

岡 村 久 道 弁護士

岸 原 孝 昌 モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長

桑 子 博 行 (社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長

坂田 紳一郎 (社) 電気通信事業者協会 専務理事

佐 久 間 修 大阪大学大学院 高等司法研究科教授

高 瀬 哲 哉 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) ブロードバンド I P事業部長

高 橋 徹 (財) インターネット協会 副理事長

長 田 三 紀 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長

新 美 育 文 明治大学 法学部教授

野 ロ 尚 志 (社)日本インターネットプロバイダー協会 理事 行政法律部会 副部会長

長谷部 恭男 東京大学大学院 法学政治学研究科教授

林 一 司 ニフティ(株) 技術理事 IT統括本部長

別 所 直 哉 ヤフー(株) 最高コンプライアンス責任者兼法務部長

松 本 恒 雄 一橋大学大学院 法学研究科教授

三 膳 孝 通 (株) インターネットイニシアティブ 取締役 戦略企画部長

吉 満 雅 文 KDDI(株) コンシューマ技術統括本部 プラットフォーム開発本部長

(オブザーバ) 若 林 成 嘉 (財)日本データ通信協会 迷惑メール相談センター所長